

# 臨時給付金のお知らせ

平成26年4月の消費税率引き上げに伴い、所得の低い人の家計への影響を緩和するため、臨時福祉給付金を支給します。  
また、賃金引上げの恩恵が及びにくい障害・遺族基礎年金受給者を支援するため、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

## ○臨時福祉給付金

対象者

平成28年1月1日現在で、日高町の住民基本台帳に登録されている人(外国籍の中長期在留者等の人を含む)で、平成28年度分の町民税(均等割)が課税されていない人(課税されている人に扶養されている場合や生活保護を受給している場合などは対象外)

支給額

1人につき3千円

## ○障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

対象者

平成28年度臨時福祉給付金の

支給対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金の平成28年5月分を受給している人(年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給した人を除く)

支給額

1人につき3万円

## ○申請方法

・申請先

住民福祉課

・申請期間

平成28年10月1日(土)

～平成29年1月4日(水)

・必要書類

■本人確認書類(運転免許証、パスポートの写し、健康保険証

や年金証書など顔写真がついていないものは、官公署から発行されているものが二点必要です)

■口座が確認できる書類(金融機関名、口座番号、口座名義人「カナ」がわかる通帳やキャッシュカードの写し)

■年金額改定通知書・年金証書など(平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方のみ)

※支給対象者と思われる人に申請書および案内文(お知らせ)を9月下旬に送付しますので、内容を確認のうえ申請してください。

詳しくは住民福祉課(☎63・3800)まで。

■臨時給付金制度の概要については「厚生労働省専用ダイヤル」(☎0570・037・192)まで。平日の9時から18時まで(土・日曜日、祝日は除く)

## ご用心

「臨時福祉給付金」をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取の発生が予測されます。ご注意ください。

お心当たりのある方は、役場や最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)までご連絡ください。



## 配偶者からの暴力を理由に避難している方について

配偶者からの暴力を理由に、基準日(平成28年1月1日)時点で日高町へ住民票を移せないまま居住されている方は、事前に申出が必要です。

また、申出には一定の要件が必要ですので、詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。



# 日高町シルバーワンコインお助けサービス

生活支援サポート事業として、高齢者の日常生活におけるちょっとした困り事を引き受け、生活の質的向上を図るための短時間サービス(有償ボランティア 500円/30分)を展開します。

また、これらのサービスは、会員が現役時代の経験を活かし、健康維持やボランティアを意識して熱意をもって就業します。



## 1) 作業条件

○原則として移動を含め1時間以内で完了する作業とします。

※ワンコイン(500円)で30分以内の作業をお引き受けします。

30～60分以内の場合は2コイン(1,000円)になりますのでご注意ください。

○回数制限は、一人当たり4回/月迄とします。

○日高町に在住するおむね70歳以上の世帯及び65歳以上一人暮らしの方が対象です。

○材料費は依頼者をご負担をお願いします。

## 2) 作業手順

① お申し込みは電話で → 仕事の内容をお聞かせください。

② 仕事の連絡調整 → 仕事の内容・条件・作業担当者などを話し合います。

③ 仕事の実施・完了 → シルバー会員が仕事を行います。(会員証の提示)

④ お支払い → 依頼者が作業完了確認後、会員がその場で集金し領収します。

(領収証を発行いたします)

## 3) 作業内容

### ワンコイン作業内容

- 植木の水やり
- 診察券の投函
- 本の返却
- 散歩の付添
- 布団干し取込み
- 窓ふき
- 季節用品の入替え
- 家電利用支援
- 家具の組立・修理
- 子どもの送り迎え・見守り

- ゴミ出し
- 家具の移動
- 室内の清掃
- クリーニング店への持込み
- 扉の調整
- 換気扇の清掃
- 話し相手
- 買物代行
- 病院・散歩の付添
- パソコンの使い方
- 庭の清掃

- 整理・散水
  - 蛍光灯、電球の交換
  - エアコンフィルターの清掃
  - 洗たく干し取込み
  - 蛇口のパッキン取替え
  - 手紙の代筆・代読
  - 自転車のパンク修理・手入れ
  - 衣類整理
  - その他組み合わせた複数の作業
- ※その他、上記以外の仕事についてはご相談ください。

## 4) お問い合わせ・お申し込み先

日高町シルバー人材センター(☎70・0385)

## 通話録音機の 無料モニター募集

悪質な電話勧誘や振り込め詐欺に対し、警告メッセージと録音機能により、消費者被害の未然防止につなげる「無線録音機」の無料モニターを募集します。

### ・使用方法

固定電話に接続するだけで、電話の発信元に対して「この電話は録音されています」という旨の警告メッセージを発し、録音を行います。

### ・対象者

一人暮らしなどの要件を満たす65歳以上の高齢者の世帯

### ・申し込み期間

平成28年9月1日～30日

※申し込み数が、お貸し出来る機器の台数に達した時点で受付は終了となります。

また1世帯につき1台までの貸し出しになりますので、ご注意ください。

詳しくは住民福祉課(☎63・3800)まで。